

福島県史料情報

第47号 平成29年（2017）2月



檜枝岐村絵図（檜枝岐村文書235）

江戸時代の檜枝岐村の景観

檜枝岐村文書は、江戸時代に会津郡古町組檜枝岐村名主で、沼田街道檜枝岐口留番所役人を兼ねた星縫殿之助家に伝わった文書群である。同文書のなかには檜枝岐村に関する絵図がいくつかあるが、上に掲げた絵図ほど江戸時代の檜枝岐村の空間的世界を具体的に表現したものは他に見当たらない。

これは、文化七年（一八一〇）頃に作られた檜枝岐村の絵図で、右上が北、左下が南、朱は道、青は河川や用水路を表している。沼田街道は北東から南西に伸び、街道沿いに分布する家々には当主の名前が記されている。檜枝岐川はほぼ街道に沿って流れ、川に架かる橋の北東には口留番所の木柵を廻らした星縫殿之助の屋敷が大きく描かれている。

北東から西の里山にかけて星隆庵・愛宕山・鎮守神・疱瘡神・元宮などの神社やお堂が記され、現在の景観とも概ね一致している。ちなみに檜枝岐歌舞伎が上演されるのは、鎮守神の拝殿である。

北東・南・南西など村の外れには、板蔵が三箇所描き込まれている。板蔵とは、しばしば村を襲った飢饉に備えた郷倉のことである。

右上には、文化七年に調べられた檜枝岐村の明細が記されている。その石高は、本畑が一三石四斗三升、新田が一石四斗九升四合である。平野部の村の土地利用とは明らかに異なり、畑作中心の山村集落の特徴をよく表している。

家数は七十四軒で、竈数が八十三竈である。村の人口は三二六人で、その内訳は男一八二人、女一四四人で、男が約四十人も多い。

この絵図からは、当時の村の構成・日常生活・産業・信仰・往来などをうかがい知ることができ、山人の郷である檜枝岐村の歴史を繙く上で貴重な絵図といえるのである。

（渡邊 智裕）

江戸時代の力士免許状

このほど、大関・稀勢の里が横綱に昇進し、十九年ぶりに日本出身横綱が誕生した。この快挙に日本中が沸きかえり、改めて日本人の相撲好きを感じさせる出来事であった。

相撲の歴史は古く、『日本書紀』に記された野見宿禰と当麻蹴速の力比べは、その起源の一つとされる。

むろん、これは神話の類であるが、福島県では泉崎村の原山一号墳から力士の姿をかたどった埴輪が出土しており、すでに古墳時代には相撲が行なわれていたようだ。

しかし、古代の相撲は、たんなる力比べのみならず神事としての側面が強かったと思われる、今日のように人々が娯楽の対象として相撲を観覧するようになったのは、江戸時代以降のことである。

そして、江戸時代後期になると、相撲は將軍に上覧されるようになり、力士たちも錦絵(相撲絵)に描かれるなど、人気を博するようになった。たとえば、天下無敵といわれた雷電為右衛門や、その雷電を倒した音羽山峰右衛門(?!一八二〇、現在の泉崎村出身)などはよく知られている。

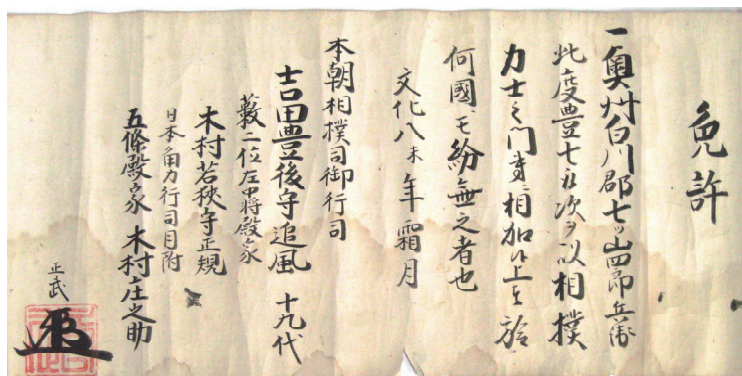
そうした音羽山のような存在を夢見て、福島県域からも多くの若者が

角界の門を叩いたことであろう。奥州白川郡(現在の東白川郡一帯)出身の七ツ山四郎兵衛もその一人である。

菊池義衛家文書に残る「免許」(写真)によれば、七ツ山は、文化八年(一八一二)に「相撲力士之門弟」となり、「於何国ニモ紛無之者」であると、日本角力行司目付の八代目木村庄之助正武によって認められている。

はたして七ツ山は、どこまで番付をあげられたのであろうか。

(山田 英明)



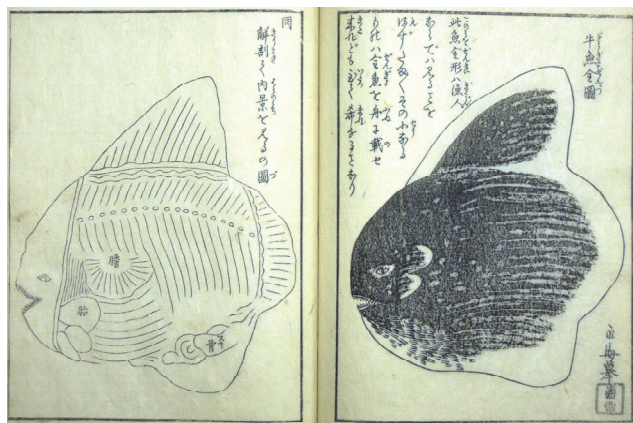
免許 (菊池義衛家文書580)

佐竹永海が描いた

磐城産のマンボウ

マンボウは、現在では「翻車魚」と書くが、江戸時代には「満方」「満方魚」「万寶」と表記されていた。また、海面に横になって漂う習性から当時は「ウキキ」と呼ばれることが多く、「植」「植魚」「浮亀」「浮木」とも記され、常磐沖の特産品として広く知られていたのである。マンボウは、サメやエイの一種と見なされており、「浮亀鮫」とも呼ばれることもあった。

正保元年(一六四四)三月五日、平藩主内藤忠興は、会津藩主保科正



磐城産のマンボウ (『醍醐紀談』巻五、個人蔵)

之が磐城産のウキキを所望したので贈るよう家臣に指示している。

江戸時代の地誌には磐城の特産物として「浮亀」が挙げられ、小名浜・薄磯・沼之内などで初夏によく水揚げされたという。平藩や湯長谷藩より將軍・幕閣への献上品や贈答品として評判の品であり、武家儀礼の中にも組み込まれていたのである。

マンボウは背を割き、取り出した白腸は一丈余りもあり、百尋といわれていた。これを塩漬けや粕漬け、あるいは乾曝して酒肴や薬として用いられていた。これらは桶に詰められて献上され、湯長谷藩では「在所之粕漬浮亀」が定番であった。

嘉永三年(一八五〇)十月に出版された『醍醐紀談』は、五巻五冊からなる国学者山崎美成の随筆集で、挿絵の多くは、会津生まれで彦根藩の御用絵師であった佐竹永海によって描かれている。永海の落款のあるものは六点を数え、そのうちのひとつが巻五第十二話「鳥紀々」に載せられた「牛魚全図」(上図)である。

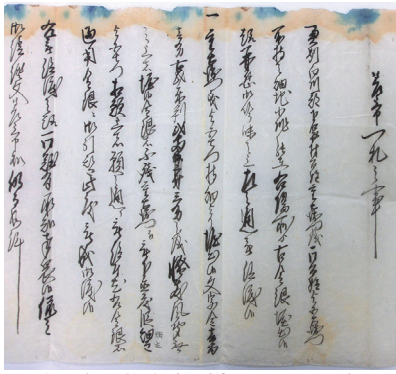
牛魚とはマンボウのことと、右下には「永海筆」と記され、永海の号「愛雪」の落款が据えられている。左はマンボウの皮を剥いで肉や内臓を描写した図で、これは当時流行した博物学の影響であるという。永海は、谷文晁の面塾写山楼で学んだことでも知られている。

(渡邊 智裕)

掘り出されたお金の扱い

土の中から古いお金が出てきたら、我々も驚くことだろう。幕末、白川郡下石井村(現東白川郡矢祭町)百姓の重右衛門は、耕作している畑地の中から「古金銀(古いお金)」を掘り出した。重右衛門は驚嘆と共に一抹の不安を抱いたと思われる。村役人に相談し、塙代官所に届け出てお金の処理の判断を仰いだ。

左の「差上申一札之事」(金沢春友氏寄贈文書二二)は、安政六年(一八五九)十二月十六日に、重右衛門ら関係者が塙代官の大竹左馬太郎へ提出した御請証文の写しで、代官が下した裁決に関係者らが了承した旨を記す。本書によると、お金が出てきた土地は、重右衛門が同村百姓の与五右衛門から借りていた小作地であった。また、掘り出されたお金は、「文字金」一両一分と「古二朱判」



差上申一札之事 (金子堀出一件)
(金沢春友氏寄贈文書22)

二両三分である。文字金は、元文金または文政金であり、古二朱判は元禄二朱金または南鐔二朱銀を指すとみられる。小作地から出土したこともあってか慎重に吟味が重ねられ、事件性がないことが明らかとなった。そして、土地の持主である与五右衛門の願い出に沿う形で、代官の大竹は重右衛門がお金を取得することを認める裁決を下した。なお、お金は通用貨幣に交換された上で重右衛門へ与えられている。

幕府の刑事判例集「御仕置例類集」に、本件に似た掘り出されたお金の判例「勢州山田一之木町源七古金堀出候一件」がある。ここでは幕府法典「公事方御定書」の「拾ひ物取計之事」を適用している。出土したお金は拾得物にあたり、速やかに届け出て六ヶ月間落とし主を待つべしとの認識で、これは現代と同様の扱いである。そして、落とし主に準じる者がいたため、拾い主・落とし主との間で折半する裁決が下っている。

下石井村の村役人を務めた和田家には、天保四年(一八三三)に幕府法典「公事訴訟取捌」を写したとみられる「公裁録」(和田正良家文書一五)が伝わり、ここにも「金子ひろい」の条項がある。お金を掘り出した重右衛門から相談を受けた村役人は、この前例集を眺めて対応を思案したことだろう。(小野孝太郎)

村人たちの戊辰戦争2

慶応四年(一八六八)一月三日に京都郊外の鳥羽・伏見より始まった戊辰戦争は、日本全国を巻き込む戦乱となった。

各大家は新政府側か旧幕府側のいずれかに属することをせまられ、その領民たちも戦争と無縁ではいられなかった。村々からは金品や人夫の徴発がなされ、戦局の推移によっては自分たちの村々が戦場となる危険さえあったのである。

こうした幕末の不安定な政情において、村人たちが欲したのは、迅速かつ正確な情報であった。たとえば、旧信夫郡中野村(現在の福島市飯坂町中野)の近野家文書の一部であったという鈴木宏氏寄贈文書のなかには、冒頭に「極内々」にと記された史料が残されている。

「今九日朝、別紙之通、三条馬場江御高札相懸申候」として、慶応四年正月に出された徳川慶喜追討の高札が写し取られており、鳥羽・伏見の戦いから間もない十五日に江戸から出された一報である。

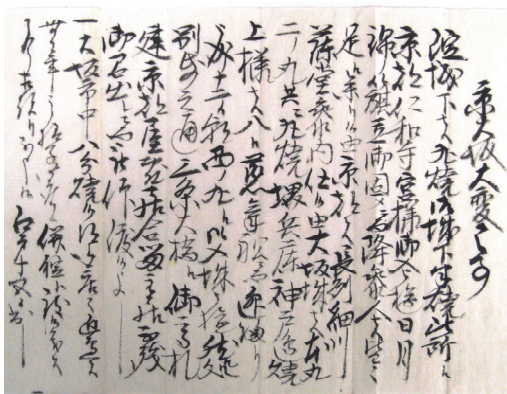
そして、この書付の後段には、「京大坂大変之事」として、その様子が報告されている。

それによれば、まず淀城下は全焼し、半焼の「御城下」「御城」の誤

記か)に「京都仁和寺宮様」(嘉彰親王)が入り、「降参人」はそこに集まっているという。また、京都では、長州・細川・藤堂が参内し、大坂城は本丸・二ノ丸が全焼し、堺・神戸辺りも焼けたとある。

そのほか、「上様」(徳川慶喜)が八日に蒸気船にて「逃帰り」、十二日朝に江戸城西ノ丸に入城したことや、各藩の京都留守居役が呼び出され、前述の高札の内容を申し渡されたことも記されている。

もともと、これらの情報もまた、江戸で流布していた風聞であり、正確さという点では問題が残るものの、鳥羽・伏見の戦い直後の最新情報として、遠く離れた中野村では珍重されたに違いない。村人たちにとつての戊辰戦争は、情報戦でもあったのである。(山田英明)

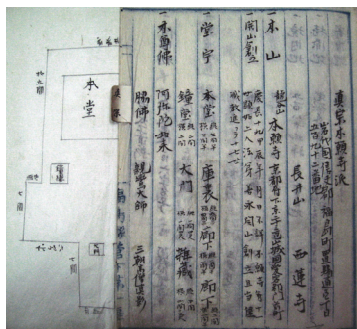


極内々 (鈴木宏氏寄贈文書16)

第一回県会議場西蓮寺

明治十一年(一八七八)六月、全国に先駆けて福島県において第一回の県会が開催された。その会場は福島町置賜通一丁目五九二番地(現福島市大町)所在の真宗寺院西蓮寺である。しかし当時の西蓮寺は明治十四年四月の福島大火(通称甚兵衛火事)によって焼失しており、残念ながら今にその姿を留めていない。なんとかその姿を探るべく、歴史資料館収蔵の史料を探索したところ、明治十一年に作成された『福島市寺院明細帳』を得ることができた。この資料は市内寺院の明細を宗派ごとに書き上げたものである。

西蓮寺に関する記載は、開山創立、堂宇、本尊仏、什宝物、寄付物、境内地、檀家数、住職名などにわたり、最後に仏堂の規模が図面により表示されている。それによると本堂の規模は縦七間半×横七間半の正方形で



『福島市寺院明細帳』明治11年
(福島県寺院関係文書51)

南を正面とし、東側に縦八間×横四間の庫裏が付属し、両者は廊下によって繋がっている。天保十年(一八三九)の火災の後、数年後に再建された寺院の姿である。

一方県施設としてたびたび利用されていた常光寺(福島市清明町)は、同史料の記載によれば本堂の規模は縦九間半×横拾壹間半で北側に庫裏が付属し、やはり廊下によって繋がっている。

常光寺は先述の火災では山門を焼くだけで本堂の被害は免れており、明細帳作成時は元禄六年(二六九三)に建立された姿を留めていたと考えられ、当時の西蓮寺は常光寺より一回り規模の小さい寺院を想定しておけば良いことになる。

第一回県会の参加議員は全議員六十八名の内四十一名であり、それに加えて警部等十名さらに傍聴者が詰めかけたといわれ、当時の議場においてどのような配置で議事進行がなされたかを知るのは難しいが、やや手狭の感はある。

なお、西蓮寺における県会は明治十一年と十二年の二回だけで、一回目が民会規則による会議、二回目からは府県会規則による会議である。三回目以降は県庁における開催を経て、明治十五年には杉妻町に新築された県会議事堂へと移ることになる。(安田 稔)

歴史資料館の一年

今年度の収蔵資料展は三回の実施となりました。第一回目はふくしまアフターデスティネーションキャンペーンに合わせ、江戸時代に出版された「名所図会」を取り上げ、当時の旅ブームの一端を紹介しました。

二回目は江戸時代の伊達郡の村絵図などを中心に展示し、村の景観や人々の暮らしを紹介しました。両展示とも図像資料を多く用い、より多くの方々の理解の助けとなるよう企画しました。三回目は収蔵資料展は、前年度刊行の収蔵資料目録第四十七集で公開した史料を基に代表的な史料を展示した「新公開史料展」としました。「堀江正樹家文書」「関口守正氏寄贈資料」「旧湯野村文書」の特徴や史料の魅力を紹介しました。

古文書講座では、「半田銀山の文書を読み解く」と題し、江戸後期から明治初期の早田傳之助文書をテキストとし、伊達郡桑折町にあった半田銀山の経営、銀山町の様相、早田と五代友厚との交流などについて、わかりやすく解説しました。

フィルム上映会は、「日本の伝統文化」をテーマとし、歴史や風土、民俗芸能、伝統文化に関する記録映画を三回に分けて上映しました。地域史研究講習会は、福島県文化

センターが休館中ということもあり、いわき市の施設を会場として講演会を実施しました。講演はいずれもいわき市において注目される文化財に関わるもので、「過去・現在・未来の懸け橋 地域の歴史と仏像・神像の修復」「いわき市長福寺本尊地蔵菩薩坐像納入文書について」「白水阿弥陀堂および同所安置の仏像修復と日本美術院」と題した三本の研究成果の解説を通して地域の歴史的特質の理解を深めました。

福島県文化振興財団の主催事業である芸術文化振興事業の「歴史再発見事業」では、他の部署と連携しながら、「手仕事ふくしま」と題して資料展と講演会を実施し、福島に受け継がれてきた「手仕事」の歩みを見つめ直しました。

業務の一環である寄託文書の整理も進めました。今後も滞りなく整理を継続していく予定です。

福島県史料情報

第47号 平成29年2月25日

編集・発行

公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館

〒960-8116 福島市春日町5-54

TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195

URL <http://www.history-archives.fks.ed.jp/>

E-mail office@history-archives.fks.ed.jp